

2021年度版

信用保証のご案内

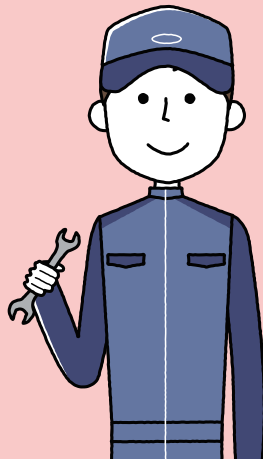
中小企業の
皆さまへ

どんな時でも安心・安全な「公的保証」

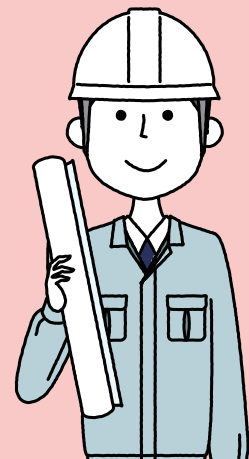
資金ニーズに
応える
多様な保証制度を
ご用意



経営面を
「専門家派遣事業」で
フォローアップ



「創業」や
「事業承継」も
強力的に
バックアップ



経営者保証が
不要となる
取扱いが
ございます



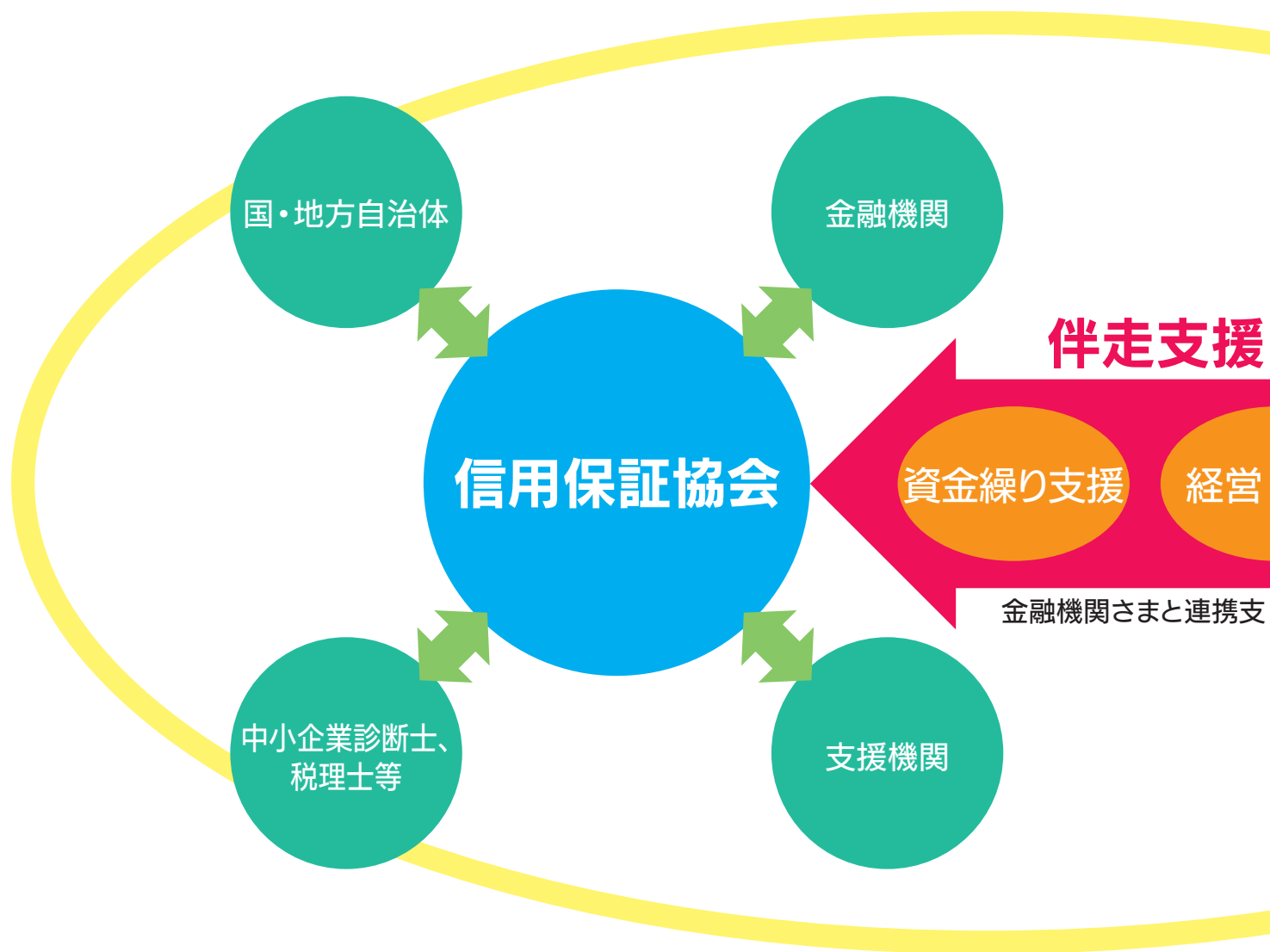
金融機関
ご紹介など
のご相談も
承ります



新型コロナウイルス感染症

この**難局**を“ともに”乗り

私たち信用保証協会は地域のネット
事業者さまに寄り添いささえます



地域総力戦でお客さまの
レジリエンスを後押しし

逆境力＝事業者自らがコロナ禍を乗り越える力

越えましょう ワークで



中小企業・ 小規模事業者

〈地域における信用保証協会のハブ機能〉

石川県信用保証協会は、「金融支援」と「経営支援」の一体的な事業者支援を行う、地域密着型の公的機関です。

今般、コロナ禍の中で奮闘されている皆さまのため、新たに「保証料ゼロ」となる特別制度を創設いたしました(13頁)。また、無料で専門家の助言を受けられる「専門家派遣制度」など、資金繰り支援・経営支援の両面で支援メニューをご用意しております。

事業者の皆様の長期的な経営安定・発展のため、全力でお支えいたします。

目次

1. 信用保証制度のしくみ	001
2. 信用保証ご利用のメリット	002
3. ご利用いただける中小企業の方	003
4. 信用保証料について	005
5. 連帯保証人について	007
6. 保証枠について	007
7. 「保証協会団体信用生命保険制度」について	008
8. 許認可等を要する主な業種	009
9. お客様のニーズにあった保証制度	010
10. お勤めの保証制度	013
11. 創業支援・経営支援について	019
12. 主な提出書類	021
13. 保証申込関係書式集	022
14. Q & A	025
15. 個人情報の取扱いに関するご説明	026
16. ご注意ください	028

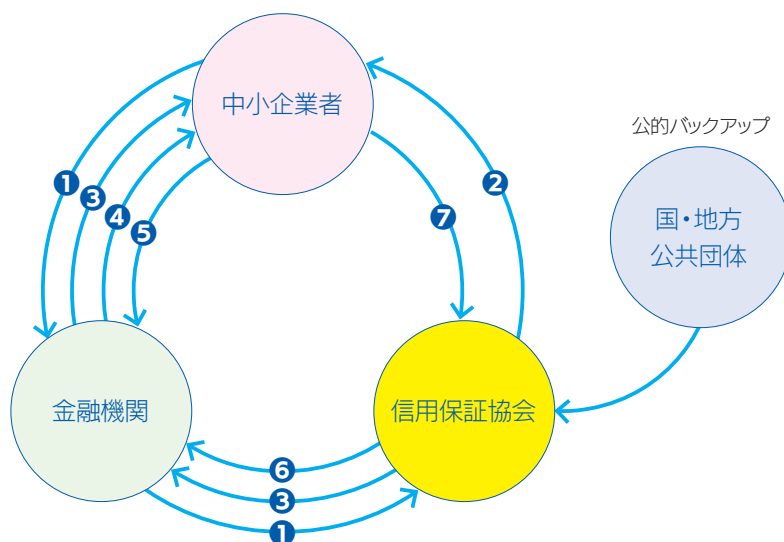
信用保証協会とは

「信用保証協会」は、国の法律に基づき中小企業者の金融円滑化のため設立された公的機関です。47都道府県と4市(横浜市、川崎市、名古屋市、岐阜市)にあり、各地域に密着した業務を行っています。

ます

信用保証制度のしくみ

1. 事業資金が必要な時、「確かな保証人」として強力にバックアップいたします

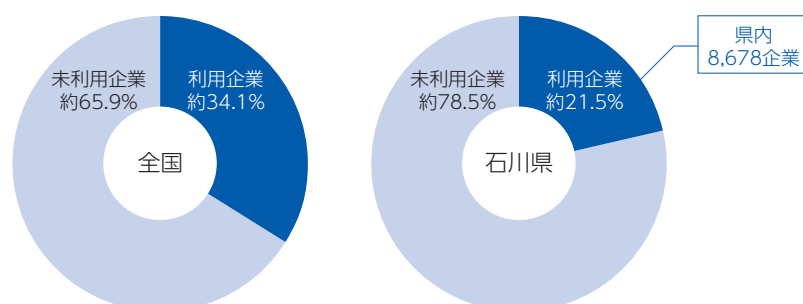


お 申 込 み	①保証（融資）の申込みを受け付けします。金融機関または保証協会の窓口へご相談ください。
保 証 審 査	②保証協会は、企業の事業内容や経営計画を審査させていただきます。 ③保証の諾否について金融機関を経由して中小企業者さまへご案内いたします。
融 資	④保証承諾の通知を受けた金融機関は資金を融資します。このとき、金利とは別に「信用保証料」（5ページ参照）をご負担していただきます。
ご 返 済	⑤融資条件に基づき、借入金を金融機関にご返済していただきます。
ご 返 済 が 困 難 な 場 合	⑥万一、何らかの事情で、借入金をご返済できなくなった場合、保証協会は中小企業者さまに代わって金融機関に借入金の残金を返済（代位弁済）します。 ⑦保証協会はこの代位弁済により、金融機関の地位を法的に継承しますので、その後は、中小企業者さまとご相談しながら保証協会に借入金をご返済していただきます。

2. 多くの中小企業・小規模事業者が利用しています

中小企業・小規模事業者が日本の企業全体に占める割合は99.7%。その数は全国で358万企業で、そのうち信用保証の利用企業数は122万企業、石川県内でも4万430企業のうち8,678企業が利用しています。

■中小企業・小規模事業者が信用保証を利用している割合



※中小企業者数：2020年版中小企業白書付属統計資料

1. 融資枠の拡大

お取引金融機関のプロパー融資と保証付融資の併用により、融資枠の拡大を図ることができます。

2. ニーズに合わせて選択

資金ニーズに応じたさまざまな信用保証制度をご用意しております。短期的な調達には「短期継続融資保証」等、反復継続した調達には「当座貸越根保証」や「事業者カードローン根保証」等を、さらに売掛債権や棚卸資産を担保とする「流動資産担保融資保証」や、資本市場から資金調達が可能となる「中小企業特定社債（私募債）保証」などがあります。

また「県制度融資」の保証をご利用になると、信用保証料や金利負担の軽減が図れます。

3. いざという時の資金調達手段の確保

「短期継続融資保証」のご利用により日頃から継続的に金融機関とお取引いただくことで、景気悪化や不測の事態が発生した時には、「無担保予約保証」で迅速に緊急の資金調達が可能となります。

4. セーフティネット保証も充実

取引先の倒産、災害、売上減少等により経営の安定に支障を来している中小企業者の円滑な資金供給が確保されるよう、経営安定関連保証や借換保証等のセーフティネット保証のメニューも充実しております。

5. 原則として法人の代表者以外の連帯保証人不要

原則として連帯保証人は法人の代表者のみとしております。

また、一定の要件を満たせば経営者保証を不要とする取扱いが可能です。

6. 担保がなくてもご利用いただけます

不動産担保に過度に依存しない保証の推進に努めています。

（不動産取得・建物建築資金等については、担保の設定をお願いする場合があります。）

7. 創業を強力に応援します

創業向けの信用保証制度の充実により、創業時はもちろん、創業後に資金が必要となった場合にも対応が可能です。

また「創業支援セミナー」の開催や、「女性支援チーム」によるサポート等、起業する前段階であってもきめ細かい支援を行っております。

8. 経営支援・企業再生支援にも対応

保証付融資の実行後も、貸付金融機関や中小企業支援機関と緊密に連携し、企業の状態に応じた適切な期中支援を継続的に行います。また、中小企業の方々からのお申し出による経営相談にも無料で応じております。

9. 各種窓口によるご相談受付

災害や円高等の経済情勢急変による資金繰り悪化等、お客さまのお悩みに迅速にお応えするため、相談窓口を開設しております。

また、金融機関から十分な融資が受けられない、決まった取引金融機関がない等で困りの場合には、金融機関のご紹介相談も承っております。

10. 「保証協会団体信用生命保険制度」によるプラスワンサービス

信用保証協会の保証付融資を受けられた個人事業主または法人代表者の方が、その債務を全額返済されないうちに死亡もしくは所定の高度障害といった不測の事態に陥られた場合に、保険金をもとに金融機関に対する債務を弁済することによって、事業の維持安定とともに、ご家族の安心を図ることを目的とした制度です。（任意加入）



1. 企業規模(資本金と従業員)

個人の方の場合は従業員数が、会社の場合は資本金の額または従業員数のいずれか一方が該当している必要があります。

業種	資本金	常時使用する従業員数
製造業(建設業、運送業、不動産業を含む)	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業※	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業(飲食業を含む)	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業または情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
医業を主とする法人	—	300人以下

※自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除きます。
 (注1)「常時使用する従業員」には、全員の臨時雇用の従業員は含みませんが、名目は臨時雇い・パート等であっても実質的には長期継続的な雇用関係にあり事業経営上不可欠な人員は「常時使用する従業員」となります。
 (注2)兼業の場合の企業規模は、主たる事業に係る売上高又は収入等から総合的に判断して、資本金・従業員数を適用することとなります。

2. 所在地、営業経歴

所在地が石川県内※にあり、客観的に事業を行っていることが明らかであればご利用いただけます。

但し、制度要綱等で定めがある場合はその定めによります。

※ 法人の場合……石川県内に本店または事業所を有する法人
 個人の場合……住居または事業所のいずれかが石川県内にある個人事業者

3. 資金使途

事業経営に必要な運転資金・設備資金・運転設備資金に限られます。

生活資金・住宅資金・投機資金等、事業に直接使用されない資金はご利用いただけません。

※不動産取得・建物新築資金(設備資金)については、担保の設定をお願いする場合があります。



4. 業種

■ほとんどの方がご利用いただけます

行政庁の許認可等を必要とする事業を営む方は、その許可等を受けていることが必要となります。「8.許認可等を要する主な業種」9ページ参照。

なお、令和2年5月15日以降の保証申込受付分より、風営法規制対象業種（キャバレーやパチンコホール等）の一部や場外車券場・馬券場等についてもご利用可能となりました。

■ご利用になれない業種は次の通りです。

(1) 農林漁業（一部対象となるものがあります）
(2) 金融・保険業（保険媒介代理業および保険サービス業は対象となります）
(3) 風俗営業飲食店（公序良俗に反するなど社会的に批判を受けるおそれがあるもの）
(4) 「洗濯・理美容・浴場業」のうち、特殊浴場業（風俗関連営業のもの）
(5) 「娯楽業（映画業を除く）」のうち、風俗関連営業（店舗型・無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、店舗型・無店舗型電話異性紹介営業、ラブホテル、モーター等）
(6) 「他に分類されないその他の事業サービス業」のうち、集金業、取立業（公共料金またはこれに準ずるものに係るものは対象となります）
(7) 宗教、政治・経済・文化団体、公務
(8) その他保証対象として不適当と判断される業種

5. ご利用になれない方

- (1) 協会の代位弁済先で求償債務が残っている方（原則として連帯保証人を含む。）
なお、「協会」には他の信用保証協会を含みます。（求償権消滅保証の対象となる方を除きます。）
- (2) 銀行取引停止処分を受けている方（第1回目の不渡を出した後、取引停止処分を受けるおそれのある方を含む。）
なお、法人の代表者が銀行取引停止処分（第1回目の不渡を出した後、取引停止処分を受けるおそれのある方を含む）を受けている場合、当該法人も原則として保証の対象となりません。
- (3) 破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立があった方、および内整理等の私的整理手続中の方
- (4) 協会の保証付融資について延滞、期限経過等の債務不履行がある方、並びに保証事故先および事故先の連帯保証人となっている方
- (5) 休眠会社、休眠組合
- (6) 申込みに際し、暴力的不法行為者またはいわゆる金融斡旋屋等の第三者が介在している方
- (7) 原則として、税金等を滞納している方
- (8) その他信用保証協会が不適当と認めた方



信用保証料について

1. 信用保証料について

信用保証料は、信用保証協会の保証により金融機関から融資を受けられた時に、融資実行と同時(当座貸越根保証は契約締結時)に融資金融機関を通じてお支払いいただきます。信用保証料の他は、手数料や相談料などは一切いただきません。

信用保証料は、信用保証協会が国の中小企業信用保険への再保険に際し支払う信用保険料、代位弁済に伴う損失の補てん、経費等、信用保証制度を運営する上で必要な費用に充てられております。

2. 保証料率区分(保証料率弾力化体系)

信用保証料の料率は、責任共有制度のもと、中小企業の皆さまの経営状況に応じて、原則として年0.45%～2.20%の範囲で下記のとおり9区分のいずれかの料率を適用します。

創業者など、貸借対照表等のない中小企業者については、区分5の料率を適用します。

きめ細やかな
保証料体系で
資金調達を応援します

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有保証料率(※1)	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
責任共有外保証料率(※2)	2.20%	2.00%	1.80%	1.60%	1.35%	1.10%	0.90%	0.70%	0.50%

(※1)「責任共有保証料率」は、保証委託額に対して計算される保証料を貸付金額に対する率で表示したものです。
(※2)「責任共有外保証料率」は、保証委託額に対する率。表示は、「信用保証料率」または「保証料率」とします。

県制度保証の保証料率については、業況の厳しい中小企業者の方にとって、過度の負担とならないように配慮し、例えば経営安定支援融資保証は年0.13%～1.19%の範囲となっております。

セーフティネット保証、追認特別小口保証、流動資産担保融資保証などの特別な保証制度については、平均的な料率水準より割安な一律(例:0.50%、0.80%)の保証料率の適用となります。

3. 責任共有制度

責任共有制度とは

信用保証協会の保証付き融資について、信用保証協会と金融機関が適切な責任共有を図り、両者が連携して、中小企業の皆さまの事業意欲等を継続的に把握し、融資実行およびその後における経営支援や再生支援といった中小企業の皆様に対する適切な支援を行うことを目的として、全国の信用保証協会を導入されている制度です。(平成19年10月より導入)

従来は中小企業の皆さまのご融資に対し、信用保証協会が原則として100%保証していたものが、一部の保証を除いて80%保証となりました。但し、お申込み手続き、ご融資を受けた後の返済等はこれまでと変わりはありません。

責任共有の対象とならない制度

原則としてすべての保証が責任共有の対象となりますが、対象から除かれる主な保証は次のとおりです。

- ・経営安定関連保険(セーフティネット)1号～4号、6号に係る保証
- ・創業関連特例、創業等関連保険に係る保証
- ・特別小口保険に係る保証
- ・小口零細企業保証制度

4. 保証料率の決まり方

経営状況の判定には、一般社団法人CRD協会(※1)が中小企業信用リスク情報データベース(CRD)を基に開発した信用スコアリングモデル(リスク評価システム)を利用します。

中小企業の皆さまの保証申込日の直前期決算における貸借対照表および損益計算書の情報を評価し、さらに一定の要因(※2)を加味し保証料が決定されます。

(※1) 一般社団法人CRD協会とは

「15. 個人情報の取扱いに関するご説明」26ページをご覧ください。

(※2) 一定の要因とは

担保をいただいた場合、0.10%(県制度保証の場合0.03%)の割引を行います。

「会計参与」設置会社であることを示す書類の提出を受けた場合、0.1%の割引を行います。(一部保証制度を除きます)

5. 信用保証料の計算方法

1. 一括返済の場合

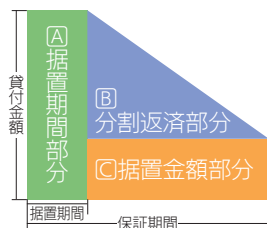
$$\text{貸付金額} \times \text{保証料率} \times \text{保証期間(月数)} \times \frac{1}{12}$$

2. 分割返済の場合

$$\text{貸付金額} \times \text{保証料率} \times \text{保証期間(月数)} \times \text{分割係数}^* \times \frac{1}{12}$$

3. 据置期間・据置金額のある場合

次のように㉠～㉢に分けて計算し、その合計額となります。



㉠据置期間部分

$$\text{貸付金額} \times \text{保証料率} \times \text{据置期間(月数)} \times \frac{1}{12}$$

㉡分割返済部分

$$(\text{貸付金額} - \text{据置金額}) \times \text{保証料率} \times (\text{保証期間(月数)} - \text{据置期間(月数)}) \times \text{分割係数}^* \times \frac{1}{12}$$

㉢据置金額部分

$$\text{据置金額} \times \text{保証料率} \times (\text{保証期間(月数)} - \text{据置期間(月数)}) \times \frac{1}{12}$$

※分割返済部分につきましては、分割返済回数に応じて、次の係数が適用されます。

返済回数	均等分割返済	不均等分割返済
2回以上 6回以下	0.70	0.77
7回以上 12回以下	0.65	0.72
13回以上 24回以下	0.60	0.66
25回以上	0.55	0.61



当協会ホームページに「信用保証料計算コーナー」がございます。概算の保証料算出にご活用ください。

<http://www.cgc-ishikawa.or.jp/fee/simulation.html>

5 連帯保証人について

次のような特別な事情がある場合を除き、**原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要**とします。

※実質経営者、共同経営者、経営者本人が経営上の理由のため、事業承継予定者が連帯保証人となる場合等。

また、事業承継（代表者交代）時については、原則として旧代表者、新代表者の双方から二重には保証を求めておりません。新代表者の保証を追加する場合は旧代表者の保証解除を、旧代表者の保証を解除しない場合は新代表者の保証追加はしない取扱いをしております。

この他、次のいずれかに該当する場合には、経営者保証不要の取扱いをしております。財務要件等の詳細につきましては、取引金融機関又は信用保証協会までお問い合わせください。

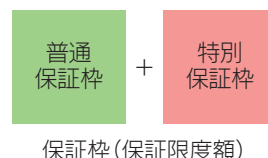
- | | |
|------------------|--|
| ①「金融機関連携型」 | 申込金融機関において、経営者保証を不要とし、かつ保全がないプロパー融資の残高があり、一定の財務要件 [※] を充足している場合
※「金融機関との連携により経営者保証を不要とする取扱い」確認書の要件を充足する必要があります |
| ②「財務要件型無保証人保証制度」 | 本保証制度を利用する場合（特定社債保証と同様の財務要件がございます） |
| ③「担保充足型」 | 申込人又は代表者本人が所有する不動産の担保提供があり、十分な保全が図られる場合 |

6 保証枠について

1. 保証枠とは

保証枠とは中小企業・小規模事業者の一企業者[※]あたりの保証限度額のことです。
保証枠は、普通保証の限度額2億円（組合4億円）と無担保保証の限度額8,000万円（組合も同額）を合わせた2億8,000万円（組合4億8,000万円）となっています。
また、景気悪化の影響を受けている業種や、新しい商品の開発や生産を行う場合などの支援措置として、国や県等の認定を受けた方を対象に、原則として上記普通保証の別枠となる特別枠のご利用が可能となります。

※例えば複数の会社を同じ代表者が経営されている場合は、グループ全体で一企業者とみなすことがあります。



2. 普通保証枠

一企業者の普通保証の限度枠

個人・会社 …… **2億8,000万円**

組合 …… **4億8,000万円**

※原則として県制度保証も普通保証枠内での取扱いとなります。



3. 特別保証枠

【例】経営安定関連保証の特別枠
(セーフティネット保証)

個人・会社 …… **2億8,000万円**

組合 …… **4億8,000万円**



※無担保無保証人枠については、特別小口保証が成立する場合に限りです。

特別保証は、国が定める特別保証制度で、利用できる中小企業者の範囲は国で指定され、資金用途にも制約があります。
県制度であっても特別保証に係る認定書等を取り受け、かつ当該特別保証の趣旨に沿った県制度であれば別枠を利用できます。例えば「経営安定関連保証(5号)」(特別保証制度)の認定書を取り受け、別枠扱いで「経営安定支援融資保証」(県制度)をご利用出来ます。

「保証協会団体信用生命保険制度」について……

1. 「保証協会団体信用生命保険制度」(保証協会団信)とは

信用保証協会の保証付融資を受けられた個人事業主または法人代表者の方が、その債務を全額返済されないうちに死亡もしくは所定の高度障害といった不測の事態に陥られた場合に、保険金をもとに金融機関に対する債務を弁済することによって、事業の維持安定とともに、ご家族の安心を図ることを目的とした制度であり、信用保証協会の「プラスワンサービス」(任意加入)として実施しています。

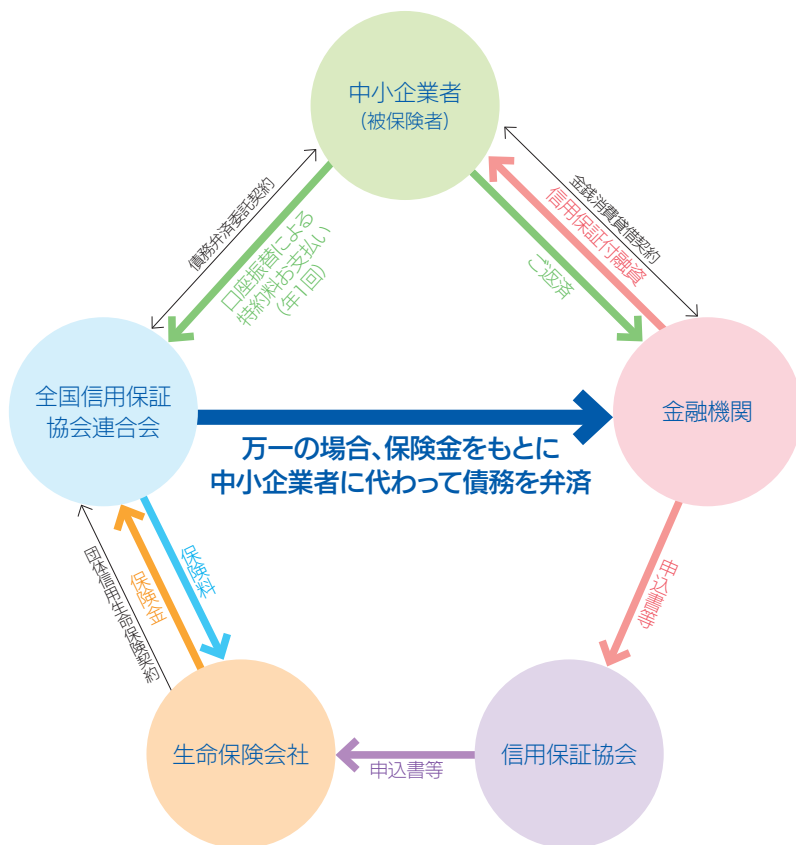
2. 留意事項

保証協会団信は任意の保険制度ですので、保証協会団信への加入と保証の諾否とは全く関係ありません。

3. お申込み

本制度のお申込みは、お借入れの際の信用保証委託申込書と同時に承ります。

4. 制度の仕組み



保険契約者・保険金受取人

(一社)全国信用保証協会連合会

被保険者

お客様が個人事業主の場合はご本人、法人の場合は代表権を有する連帯保証人(対象年齢は加入申込日(告知日)現在満20歳以上満71歳未満の方)

保険金額

融資残高(金額100万円以上、期間1年以上の賦払償還債務、保険金による債務弁済額1億円限度)

保険期間

融資期間(被保険者が満75歳となった日の属する弁済責任期間の末日、保証協会が代位弁済を行った日の属する弁済責任期間の末日)

許認可等を要する主な業種.....

協会業種	業種	主務官公署	許可等	有効期限
食料品工業	食料品製造業	県知事(保健所長)	許可	5年を下らない期間
	酒類製造業	税務署長	免許	—
	酒母・もろみ製造業	税務署長	免許	—
化学・機械工業	医薬品・医薬部外品・化粧品・医療機器製造業(輸入含む)	厚生労働大臣又は県知事	許可	5年又は6年
	第一種高圧ガス製造業	県知事	許可	—
石油・石炭製造業	揮発油特定加工業	経済産業大臣(経済産業局長)	登録	—
	軽油特定加工業	経済産業大臣(経済産業局長)	登録	—
その他の工業	自動車分解整備業	地方運輸局長	認証	—
鉱業	砂利採取業	県知事	登録	—
	採石業	県知事	登録	—
建設業	建設業 ^{※1}	国土交通大臣又は県知事	許可	5年
	電気工事業	経済産業大臣(経済産業局長)又は県知事	登録	5年
卸売業・小売業	食料品販売業	県知事(保健所長)	許可	5年を下らない期間
	薬局	県知事	許可	6年
	医薬品・医薬部外品・化粧品・医療機器製造販売業	厚生労働大臣又は県知事	許可	5年又は6年
	高度管理医療機器・特定保守管理医療機器販売業	県知事	許可	6年
	医薬品販売業	県知事	許可	6年
	酒類販売業	税務署長	免許	—
	液化石油ガス販売業	経済産業大臣(経済産業局長)又は県知事	登録	—
	揮発油販売業	経済産業大臣(経済産業局長)	登録	—
	家畜商	県知事	免許	—
	古物営業	県公安委員会	許可	—
飲食店	飲食店・喫茶店	県知事(保健所長)	許可	5年を下らない期間
運送倉庫業	一般旅客自動車運送事業 うち、一般貸切旅客自動車運送事業 ^{※2}	国土交通大臣(地方運輸局長)	許可	—/5年 ^{※2}
	特定旅客自動車運送事業	国土交通大臣(地方運輸局長)	許可	—
	一般貨物自動車運送事業	国土交通大臣(地方運輸局長)	許可	—
	特定貨物自動車運送事業	国土交通大臣(地方運輸局長)	許可	—
サービス業	病院・診療所・助産所	県知事	許可	—
	高度管理医療機器・特定保守管理医療機器賃貸業	県知事	許可	6年
	医療機器修理業	厚生労働大臣又は県知事	許可	5年
	旅館業	県知事	許可	—
	興業場(映画館・劇場)	県知事	許可	—
	浴場業	県知事	許可	—
	測量業	国土交通大臣	登録	5年
	建築士事務所	県知事	登録	5年
	有料職業紹介事業	厚生労働大臣	許可	3年(更新時5年)
	労働者派遣事業	厚生労働大臣	許可	3年(更新時5年)
	一般廃棄物処理業	市町長又は県知事	許可	2年
	産業廃棄物処理業	県知事	許可	5年
	特別管理産業廃棄物処理業	県知事	許可	5年
不動産業	浄化槽清掃業	市町長	許可	概ね2年
	宅地建物取引業	国土交通大臣又は県知事	免許	5年

(注) 上記以外にも必要に応じて、許認可等の写しを提出していただくことがあります。

なお、風営法規制対象業種を営む場合は、同法に係る営業許可証写しの提出が必要となります。

※1 次に掲げる「軽微な建設工事」を行う方は、許可は必要ありません。

建築一式工事の場合 工事1件の請負代金が1,500万円未満又は延べ面積が150㎡未満の木造住宅工事
 建築一式工事以外の場合 工事1件の請負代金が500万円未満の工事

※2 一般貸切旅客自動車運送事業は更新制(有効期間5年)

9

お客様のニーズにあった保証制度.....

お客様のニーズに応える様々な保証制度をご用意しております。

普

普通保証

一般的な事業資金から、大口・長期資金・極度内の反復継続による資金調達にご利用ください。

県

県制度保証

石川県および県内市町との連携による制度保証です。(原則として普通保証の内枠での取扱いとなります。)低利・固定の融資利率であり、保証料も軽減されております。

特

特別保証

国の施策による特別保証です。原則として普通保証とは別枠でご利用いただけます。また、保証料も軽減されております。

■「反復・継続して」の事業資金のご利用に(手形貸付・当座貸越ともに更新可)

保証制度名		保証限度額	資金使途	保証期間	貸付金利	保証料率(年率)
	短期継続融資保証	1,000万円	運転	(手形貸付) 1年以内 (当座貸越) 1年または2年	金融機関所定	(手形貸付) 0.45～1.90% (当座貸越) 0.39～1.62%
	税理士連携短期継続保証	5,000万円		1年以内		0.45～1.90%＊ (推薦する税理士等が認定 支援機関の場合0.1%割引)
	地域連携小口カードローン根保証 「コラボmini」	500万円	運転設備	1年または2年		0.39～1.62%
	創業者支援カードローン根保証 「スタートmini」	300万円				
	創業当座貸越根保証	500万円				
	事業者カードローン根保証	2,000万円				
	当座貸越根保証	2億8,000万円				
	無担保当座貸越根保証	5,000万円				

■認定経営革新等支援機関と連携して経営力の強化を図る方に

保証制度名		保証限度額	資金使途	保証期間	貸付金利	保証料率(年率)
普	経営力強化保証	2億円(有担保) 8,000万円(無担保)	運転設備	(一括返済) 1年以内 (分割返済) 運転5年以内 設備7年以内	金融機関所定	責任共有制度 0.45～1.75% * 責任共有制度対象外 0.50～2.00% *

■経営者保証が不要となる資金調達(一定の財務要件が必要となります)

保証制度名		保証限度額	資金使途	保証期間	貸付金利	保証料率(年率)
普	財務要件型無保証人保証	2億円(有担保) 8,000万円(無担保)	運転	(一括返済) 2年以内 (分割返済) 7年以内	金融機関所定	0.45～1.90% *
			設備	(一括返済) 2年以内 (分割返済) 10年以内		

※特定社債保証と同様の財務要件(純資産額、自己資本比率、純資産倍率、使用総資本事業利益率、インタレスト・カパリティ・レシオ)が必要となりますので、詳細についてはお問い合わせ願います。
※「財務要件型無保証人保証」に限らず、他の保証制度であっても経営者保証が不要となる取扱いがございます(7ページをご覧ください)。

■小口の事業資金を簡易・迅速に調達

保証制度名	保証限度額	資金使途	保証期間	貸付金利	保証料率(年率)
 無担保予約保証	短期継続融資保証×2倍	運転設備	(一括返済) 1年以内 (分割返済) 7年以内	金融機関所定	0.45～1.90%
 追認小口保証	2,000万円	運転設備	運転5年以内 設備7年以内	低利・固定金利	0.13～1.19%*
 追認特別小口保証	2,000万円				0.50% NPO法人0.40%
 小口零細保証(零細分)	2,000万円				0.13～1.34%* 特別小口0.50%
 小口当座貸越根保証	500万円		1年または2年 (更新可)	低利・変動金利	0.13～1.19%*

■工場・店舗等の新增築や機械設備導入に

保証制度名	保証限度額	資金使途	保証期間	貸付金利	保証料率(年率)
 地域商工業活性化保証	5,000万円	設備	15年以内	低利・変動金利 (10年超変動金利)	0.41～1.43%*

■新分野への進出、経営の革新支援に

保証制度名	保証限度額	資金使途	保証期間	貸付金利	保証料率(年率)
 経営革新等支援融資保証	2億円	運転設備	運転7年以内 設備15年以内	低利・固定金利 (10年超変動金利)	0.33～1.35%* 経営革新関連0.60%
 事業転換支援融資保証	5,000万円				0.41～1.43%*
 経営革新関連保証	2億8,000万円	運転設備	運転5年以内 設備7年以内	金融機関所定	0.70% 特別小口0.80%

■流動資産を担保とし、事業資金の融通円滑化に

保証制度名	保証限度額	資金使途	保証期間	貸付金利	保証料率(年率)
 流動資産担保融資保証	2億円 保証割合80%	運転設備	1年 (個別は1年以内)	金融機関所定	0.68%

■新規に事業を開始される方に

保証制度名	保証限度額	資金使途	保証期間	貸付金利	保証料率(年率)
 小口零細保証(創業者支援分)	2,000万円	運転設備	運転5年以内 設備7年以内	低利・固定金利	特別0.50% 通常0.74% (0.13～1.34%*)
 創業関連保証	2,000万円	運転設備	10年以内	金融機関所定	0.80%

(保証料率の*は担保提供により表示の料率から更に割引となります)

■事業の承継を考えている方に

	保証制度名	保証限度額	資金使途	保証期間	貸付金利	保証料率(年率)
普	事業承継サポート保証	2億8,000万円	事業承継計画に必要な資金	15年以内	金融機関所定	0.45～1.90%*
普	石川県事業承継特別保証	2億8,000万円	事業資金 (該当する申込要件によって制約あり)	(一括返済)1年以内 (分割返済)10年以内	金融機関所定	0.45～1.90%* 0.57～1.10%* (経営者保証コーディネーター確認有の場合)
特	経営承継関連保証	2億8,000万円	承継に伴う株式や事業用資産等の取得資金	運転10年以内 設備15年以内	金融機関所定	0.45～1.90%* 特別小口1.00%
特	特定経営承継関連保証					0.45～1.90%* 特別小口0.80%

■売上減少等、経営の安定に

	保証制度名	保証限度額	資金使途	保証期間	貸付金利	保証料率(年率)
県	経営安定支援融資保証	8,000万円	運転	7年以内	低利・固定金利	0.13～1.19%* 経営関連0.40%.0.50%
特	経営安定関連保証	2億8,000万円	運転設備	運転10年以内 設備10年以内	金融機関所定	0.70%.0.80% 特別小口0.80%

■再生計画に基づき事業の立直しを図る際に

	保証制度名	保証限度額	資金使途	保証期間	貸付金利	保証料率(年率)
特	事業再生計画実施関連保証 (経営改善サポート保証)	2億8,000万円	事業再生計画の実施に必要な資金	15年	金融機関所定	責任共有制度 0.80%* 責任共有制度対象外 1.00%*

■既保証付借入の借換え、一本化による資金繰りの円滑化に

	保証制度名	保証限度額	資金使途	保証期間	貸付金利	保証料率(年率)
普	無担保保証	8,000万円	運転設備	運転7年以内 (既存保証を借換する場合は15年以内) 設備15年以内	金融機関所定	0.45～1.90%
県	資金繰り支援融資保証	8,000万円	運転設備	7年以内 (実情に応じ10年以内)	低利・固定金利 (7年超変動金利)	0.70～0.80%
特	借換保証	①緊急保証の借換 ②緊急保証・安定化以外の借換	運転設備	10年以内	金融機関所定	0.45～1.90%* 経営関連0.70%.0.80% 特別小口0.80%.1.00%
	条件変更改善型借換保証※	2億8,000万円				0.45～1.90%*

※認定経営革新等支援機関の支援が必要です。

■撤退時の買掛金決済、原状復帰費用等のつなぎ資金に

	保証制度名	保証限度額	資金使途	保証期間	貸付金利	保証料率(年率)
特	自主廃業支援保証	3,000万円	撤退に必要な となる資金	1年以内 (終期は解散予定日より前)	金融機関所定	0.45～1.90%*

主な保証制度についてご案内させていただきましたが、これらの詳細について、またこれら以外にも事業目的に沿った保証制度がございますのでお気軽にご相談ください。

お勧めの保証制度(新型コロナウイルス感染症経営改善支援)

コロナ禍を乗り越え、ウィズコロナ・ポストコロナ時代に向けて奮闘されている中小企業者さまの資金繰りをお支えすべく、特別な保証制度が創設されました。いずれも経営計画を策定し、金融機関とともに積極的に経営改善に取り組む中小企業者さまが対象となります。

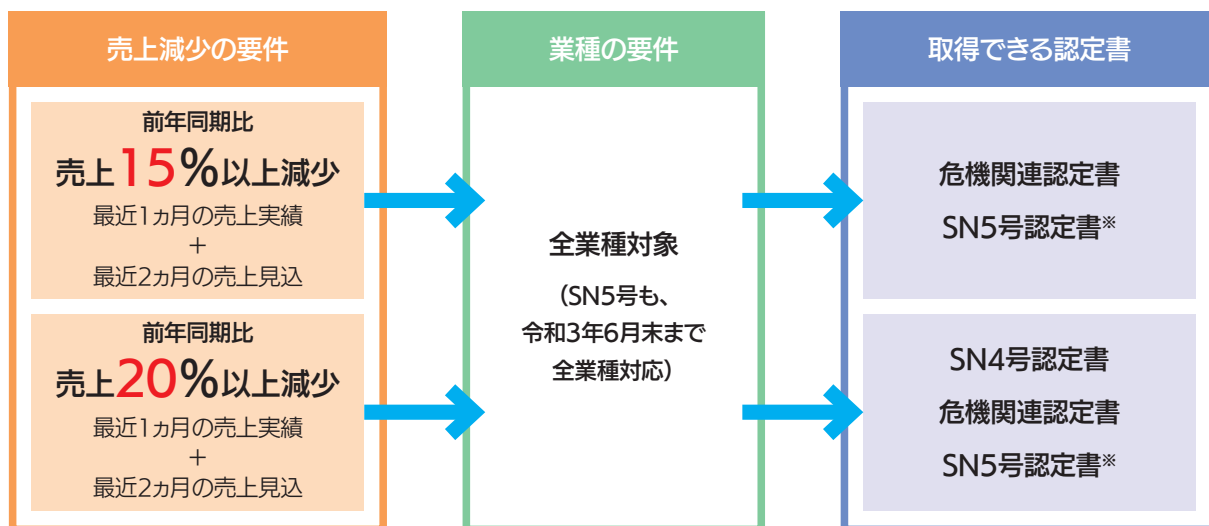
なかでも、『1.新型コロナウイルス感染症経営改善支援特別融資保証(県伴走支援)』は、“保証料全額補助”の特別措置を受けることができる制度です。各市町でセーフティネット保証(=SN保証)の認定や危機関連保証の認定を受けることで、普通保証とは別枠で、より条件面で有利な「特別保証」の取り扱いが可能となります。

1. 新型コロナウイルス感染症経営改善支援特別融資保証(県伴走支援)

2. 伴走支援型特別保証(全国伴走支援)

	R3.4.1新設 新型コロナウイルス感染症経営改善 支援特別融資保証(県伴走支援)	R3.4.1新設 伴走支援型特別保証(全国伴走支援)
資格要件	1.SN4号、SN5号、危機関連いずれかの認定書を取得した中小企業者※ ¹ 2.所定の「経営行動計画書」の提出があること	
保証限度額	4,000万円(①、②合算で4,000万円まで)	
保証期間	10年以内	
据置期間	5年以内	
金利	1.0%	金融機関所定
保証料	全額補助	0.2%
連帯保証人	原則として、法人の代表者を除いては、保証人を徴求しない (一定の要件を満たせば、経営者保証を不要とする取り扱いが可能です)	
取扱期間	令和3年4月1日から令和4年3月31日までの保証申込受付分 (ただし、危機関連認定書の利用は指定期間内の融資実行が必要です)	

※1 売上の減少状況によって、取得できる認定をご確認ください。

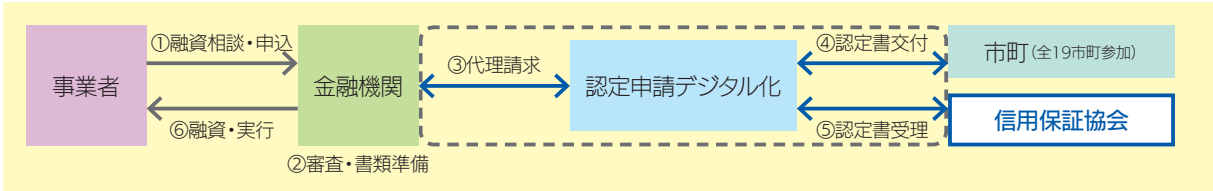


※SN5号は売上15%以上減少の認定に限り
(令和3年5月時点)

特別融資保証ほか).....

SN4号・5号、危機関連保証の認定書取得の手続きについて

従来はお客様が行っていた認定申請の手続きを、お取引中の金融機関による代理手続きで行うことができます。また、当協会では全国で初めて、認定手続きのデジタル化を開始していますので、融資実行までがよりスムーズになっております。

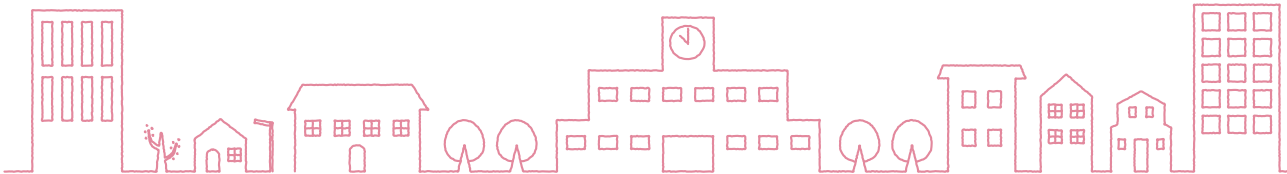


3. 事業再生計画実施関連保証（経営改善サポート保証）感染症対応型

	事業再生計画実施関連保証	事業再生計画実施関連保証 感染症対応型
資格要件	次のいずれかの計画※ ¹ に基づいて事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行および進捗の報告を行う中小企業者	
	・ 中小企業再生支援協議会の指導または助言を受けて作成された事業再生の計画	
	・ 経営サポート会議※ ² による検討に基づき作成または決定された事業再生の計画	
保証限度額	2億8000万円（有担保2億、無担保8,000万円。合算で2億8,000万円まで）	
保証期間	15年以内	
据置期間	1年以内	5年以内
金利	金融機関所定	金融機関所定
保証料	0.80%（責任共有対象外は1.00%）	0.2%
連帯保証人	原則として、法人の代表者のみ	原則として、法人の代表者のみ （一定の要件を満たせば、経営者保証を不要とする取り扱いが可能です）
取扱期間	令和3年4月1日から令和4年3月31日までの保証申込受付分	

※1 記載している以外にも、本保証制度の対象となる計画があります。なお、本制度の計画は、次の内容を満たすものまたは含むものとします。
(1) 金融機関等の債権者の合意が取れているもの
(2) 申込人の経営に係る現況・課題と課題を踏まえた改善策
(3) 計画期間中の各事業年度の収支計画および計画終了時の定量目標ならびにその達成に向けた具体的な計画行動

※2 「経営サポート会議」とは、信用保証協会や債権者となる金融機関等の関係者が一同に会し、中小企業者ごとに経営支援の方向性、内容等を検討する会議です。



4. セーフティネット保証

経営安定関連保証(セーフティネット保証)

取引先の倒産、災害、売り上げの減少等により経営の安定に支障を来している中小企業者に対するセーフティネット保証です。普通保証とは別枠^{*}で保証が受けられ、保証料が割安(0.70%、0.80%)となっております。

ご利用いただける方	次のいずれかに該当することについて、本店(個人の場合は主たる事務所)の所在地を管轄する市町村長の認定を受けた中小企業者 (第1号～第8号の認定のうち一部を記載) ・第4号(特定地域関係) 指定地域内において1年間以上継続して事業を行っており、指定を受けた災害等(自然災害等)の発生に起因して、売上高等が減少していること ・第5号(全国的な不況業種関係) 全国的に業況の悪化している指定業種を行っており、売上高等が減少していること
保証限度	2億8,000万円(有担保2億円、無担保8,000万円)
保証期間	運転10年以内、設備10年以内(据置期間2年以内)
保証料率	0.70%、0.80%
返済方法	分割返済
担保	必要に応じ徴求
連帯保証人	原則として、法人の代表者を除いては、保証人を徴求しない なお、特別小口保険に該当する場合は徴求しない
添付書類	市町村長の認定書

5. 危機関連保証制度

危機関連保証

突発的に生じた大規模な経済危機や災害時に、**全国・全業種**の中小企業者について、普通保証やセーフティネット保証とは別枠^{*}で保証を受けることができる制度です。

ご利用いただける方	認定案件に起因して売上減少の要件を満たし、本店(個人の場合は主たる事務所)の所在地を管轄する市町村長の認定を受けた中小企業者
保証限度	2億8,000万円(有担保2億円、無担保8,000万円)
保証期間	10年以内(据置期間は2年以内)
保証料率	0.80%
返済方法	原則として均等分割返済
担保	必要に応じ徴求
連帯保証人	原則として、法人の代表者を除いては、保証人を徴求しない
添付書類	市町村長の認定書

※保証枠について

危機関連保証	2億8,000万円 無担保枠 8,000万円
経営安定関連(SN)保証	2億8,000万円 無担保枠 8,000万円
普通保証	2億8,000万円 無担保枠 8,000万円

新型コロナウイルス感染症により影響を受けている中小企業者の資金繰り支援措置として、特別保証である**経営安定関連(SN)保証4号、同5号、危機関連保証**をご用意しています。

これらの保証制度については、普通保証の別枠で**SN保証**を、更に別枠で**危機関連保証**をご利用いただけます。

なお、SN保証および危機関連保証の認定は、対象や期間が指定されていますのでご注意ください。

SN保証4号……全都道府県を対象地域に指定【令和3年9月1日まで】

SN保証5号……全業種を対象業種に指定【令和3年6月30日まで】

危機関連保証……【令和3年12月31日まで】が認定案件の指定期間であり、期間内の貸付実行が必要となります

(令和3年6月末予定)

※※※ 最新情報をご確認ください ※※※

新型コロナウイルス感染症に関する資金繰り支援に関して、
保証制度やセーフティネット保証の認定等の情報は、今後、更新される可能性があります。

最新情報は、中小企業庁や県・市町、当協会ホームページ等でご確認いただくをお願いします。

【石川県信用保証協会 コロナウイルスに関する資金繰り支援情報】

www.cgc-ishikawa.or.jp/news/2021/2104_covid19.html

金融機関ご担当者さまへ

ご担当者さま向けの新型コロナウイルス関連情報を
当協会ホームページの【金融機関専用ページ】にも掲載しております。

併せてご確認ください。



6. 石川県事業承継特別保証

石川県事業承継特別保証

事業承継の段階における資金調達にあたり、一定の要件を満たす中小企業者については経営者を含めて保証人を徴求せず、また、経営者保証コーディネーターから事業承継に係る計画および財務内容その他の経営状況の確認を受けた中小企業者について信用保証料率を引き下げ、事業承継の促進を図る保証制度です。

ご利用いただける方	次の(1)または(2)に該当し、かつ、(3)に該当する中小企業者 (1)信用保証協会の保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人 (2)令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していないもの (3)次の①～④までに定める全ての要件を満たすこと。なお、①～③までについては、信用保証協会への申込日の直前の決算によるものとし、④については、信用保証協会への申込日に満たしていること ^{※1} を要するもの。 ①資産超過であること ②EBITDA有利子負債倍率 ^{※2} が10倍以内であること ③法人・個人の分離がなされていること ④返済緩和している借入金がないこと
保証限度	2億8,000万円(有担保2億円、無担保8,000万円)
保証期間	一括の場合：1年以内 分割の場合：10年以内(据置期間1年以内)
保証料率	0.45%～1.90% 但し、「事業承継時判断材料チェックシート」の要件を満たし、経営者保証コーディネーターによる確認が得られれば、信用保証料補助(0.10%～0.57%)となる
返済方法	一括返済または分割返済
担保	必要に応じて徴求
添付書類	信用保証協会所定の申込書の他、事業承継計画書 および 財務要件等確認書 等

※1 申込日が、中小企業信用保険法第2条第6項の規定に基づき、中小企業に著しい信用の収縮が全国的に生じていると認められた期間中である場合においては、当該期間の始期の前日に満たしていることでも差し支えない。

※2 EBITDA有利子負債倍率＝(借入金・社債・現預金)÷(営業利益+減価償却費)

7. 税理士連携短期継続保証

税理士連携短期継続保証制度

北陸税理士会(所属の税理士・税理士法人)と金融機関、北陸三県の信用保証協会が連携して生まれた保証制度です。短期資金を一定期間(最長5年)継続利用いただくことが可能であり、資金繰りの安定と事業の成長・発展を応援します。

ご利用いただける方	次のすべての要件を満たす中小企業者 (1)取引金融機関との与信取引が1年以上あること (2)北陸税理士会の会員である税理士または税理士法人が月次管理を行い、その税理士等から「税理士連携短期継続保証に係る推薦書兼概要報告書」の提出があること (3)直近決算において経常利益を計上していること 個人の場合は貸借対照表を作成している青色申告で、直近の確定申告における青色申告特別控除前の所得金額が200万円以上であること (4)既保証付融資が条件変更等による返済緩和を実施していないこと
保証限度	5,000万円(1企業一口限り)
保証期間	1年以内(周期は確定決算の申告期限から原則3か月以内、最長5年まで借換による継続可)
保証料率	0.45%～1.90%(推薦する税理士等が認定経営革新等支援機関の場合は0.1%割引)
返済方法	一括返済(手形貸付)
担保	原則として不要
保証人	原則として、法人の代表者を除いては、保証人を徴求しない
添付書類	信用保証協会所定の申込書の他、「税理士連携短期継続保証に係る推薦書兼概要報告書」

8. 創業向け保証制度のご案内

創業の夢を叶えるために保証協会がお手伝いします

これから創業に着手する方
既に創業の準備を始めている方

創業済み、事業開始中の方

制度	創業関連保証	県小口零細融資保証 創業者支援分	スタートmini (創業者支援カードローン 当座貸越根保証) カードローン	創業当貸 (創業当座貸越根保証) 当座貸越
			※1	
特徴	創業未着手の段階から創業後5年まで幅広く使える制度です。返済期間も最長10年が可能です。	県の制度融資であり、低い金利・保証料で創業資金を調達できます。小規模の創業におすすめです。	カードローン利用により、スピーディーな調達や返済が可能となる、利便性重視の制度です。	金融機関窓口でのお手続きが必要となりますが、最大500万円まで調達が可能となる制度です。
ご利用いただける方	創業前から創業後5年以内	創業前から創業後1年未満	創業後5年未満	
保証限度	2,000万円		50万円以上300万円まで	50万円以上500万円まで
保証期間	10年以内	運転資金5年以内 設備資金7年以内	1年または2年 (当初利用より5年までの更新可)	
融資利率	金融機関所定	1.70%以内 (女性・若者・シニア創業者及び過疎地域創業者分は1.50%以内)	金融機関所定	
保証料率	0.80% (責任共有対象外)	特別0.50% (責任共有対象外) 通常0.74% (責任共有対象外) ※3	0.39%～1.62% (責任共有対象)	
返済方法	均等分割返済		約定返済または随時返済	
担保	徴求しない	原則として、無担保 ※2		
連帯保証人	原則として、法人の代表者を除いては、保証人を徴求しない			
資金使途	運転資金、設備資金 新会社設立のための資本金(株式取得資金)は対象外		事業資金	
添付書類	・客観的着手資料…① ・「創業・再挑戦計画書」…② ・「所得証明」または「源泉徴収票」の写し ※4	商工会議所または商工会の「認定書」が必要 ・客観的着手資料…①	・事業を開始していることが確認できる書類	

※1 スタートmini(創業者支援カードローン当座貸越根保証)と創業当貸(創業当座貸越根保証)は併用不可となります。

※2 不動産取得・建物建築資金等については担保の設定をお願いする場合があります。

※3 保証料0.50%の条件として、事業を営んでいない個人であることの確認のため「所得証明」または「源泉徴収票」の写しが必要です。尚、これらは「創業関連保証」では必須書類となります。上記以外の保証料率は、通常の創業の場合で0.74%となります。

※4 これから創業される方は、必要に応じ、面談審査のお願いをさせていただいております。また、創業制度の利用に際しまして、次の①②いずれかに該当する必要があります。

①事業に「客観的に着手」している事実があること(客観的着手資料)の具備

客観的着手資料例

法人の場合:登記事項証明書

個人の場合:開業届(開業届提出時点で開業予定日が到来しているものに限る)

事業用建物の賃貸借契約等

②「客観的に着手」の事実はないが、創業に係る具体的な計画を有すること(「創業・再挑戦計画書」の提出と面談審査が必須となります)かつ、個人の場合は融資実行日の1ヶ月以内、法人の場合は2ヶ月以内に開業する予定であること。

創業者必携!「創業ガイドブック」
当協会にて配布しております



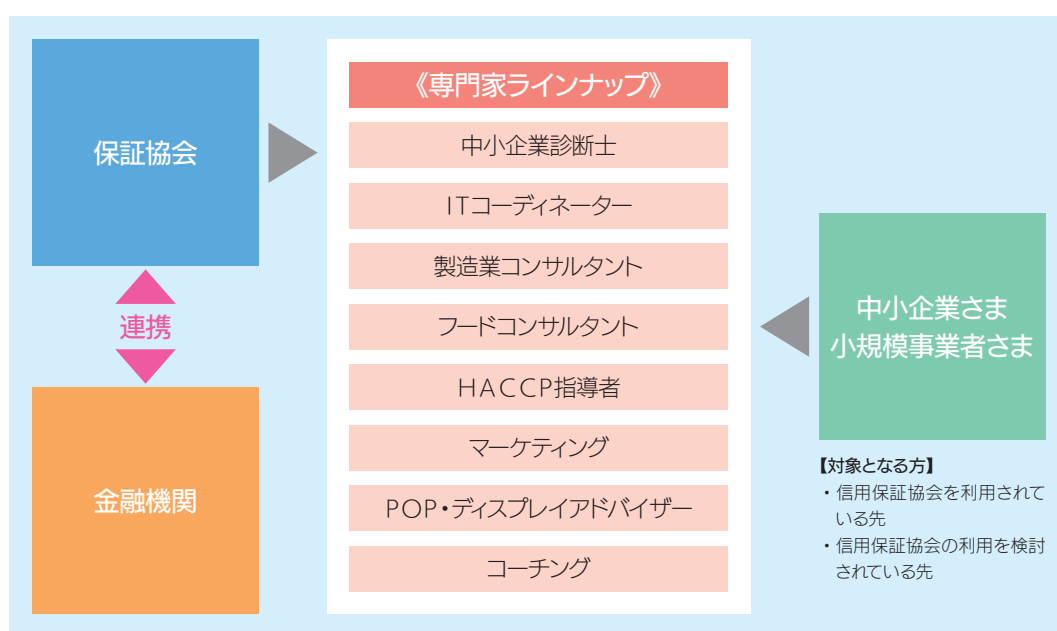
1. 専門家派遣事業

石川県信用保証協会では、信用保証業務に加え、中小企業・小規模事業者の皆さまの経営力強化・向上のお手伝いをさせていただいております。その一つが**専門家派遣事業**です。

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、事業者の皆さまはアフターコロナを見据えた“事業形態の変革”や“事業承継”等のこれまでにない課題に直面しているのではないのでしょうか。

この事業では、金融機関や関係機関と連携し各種専門家を派遣することで、そのような課題の解決・解消に向けた支援を行います。

※専門家派遣に係る費用は当協会が全額負担します



2. 女性支援チーム【エクト】

石川県信用保証協会
女性支援チーム

エクト
Ecoule



エクト(ecoute)とはフランス語で「耳を傾ける」という意味で、保証協会の女性職員で構成されております。

女性ならではの目線をもって「安心」と「共感」を大切に、あなたのお悩みに耳を傾け、共に寄り添いたいという想いで活動しています。

創業するには
まず何から
始めたらいいの？

事業が
うまくいかない…

創業計画書って
どうやって作るの？

プロのアドバイスが
欲しいなあ

お金って
借りられるの？

商品の感想を
聞きたいなあ



(令和元年度 セミナーの様子)



※セミナー開催の際は当協会HPでお知らせします※

お気軽に
ご相談下さい

〈相談者数〉平成30年度 20人、平成31年度 35人、令和2年度 20人

エクトへの創業相談・経営相談等

経営支援課 女性支援室
女性支援チーム「エクト」

TEL (076) 222-1550

電話受付時間 平日9:00~17:10

詳しくは保証協会ホームページまで

令和3年4月1日申込から、申込手続き書類が簡素化されました

変更となる書類	主な変更内容
①信用保証委託申込書 ・保証人等明細【新様式】	お客様の押印は不要となります。
②信用保証依頼書【新様式】	金融機関印は不要となります。【確認状況記載欄】が追加されましたので、金融機関ご担当者様に記載をお願いしてください。
②信用保証委託契約書【新様式】	令和3年7月1日から委託契約成立日が「保証承諾日」から「借入日」に変更となります。 令和3年7月1日保証申込受付分からは、融資実行と同時に記載願います。 (ただし、令和3年6月30日保証申込受付分までは、従来通り保証申込時に必要です。)
③個人情報の取扱いに関する同意書 (包括同意書)【新様式】	初回申込時に必要となります。2回目申込以降のご提出は不要です。 (従前の債権毎の同意から、お客様毎、金融機関毎の包括同意(初回の同意が今後発生した保証まで及ぶ同意)となります。)
④「保証協会団信」加入意志確認書	廃止となります。

1. 申込時にご提出いただく書類

全申込必須	「信用保証委託申込書・保証人等明細」「信用保証依頼書」「申込人(企業)概要」	
	「個人情報の取扱いに関する同意書(包括同意書)」	
	「確定申告書・決算書」写(直近2期分)	既にご提出済みの場合は、再度のご提出は不要です
	「商業登記簿謄本」の写	初回申込時は必要となりますが、2回目以降は原則ご提出不要です (ただし、内容に変更があった場合には、ご提出が必要です)
	「印鑑証明書」の写	

2. 業種によって

9ページ記載の業種	「許認可等」の写
建設業	「受注工事高状況表」ただし、建設業の許可を所有のお客様は不要です

3. 制度によって

追認保証の場合	「信用調査書・誓約書・融資委員会承認通知書」
創業制度の場合	「客観的着手資料」※
特別保証(危機関連保証など)の場合	「特別保証(県または市町)に係る認定書等」
県制度融資の場合	「県制度融資(県または商工会議所、商工会等)に係る認定書等」写

※客観的着手資料例 ■法人の場合：登記事項証明書 ■個人の場合：開業届(申込時点で開業予定日が到来しているもの)、事業用建物の賃貸借契約書等

4. 資金用途によって

設備資金の場合	「見積書、建築確認申請書、売買契約書」等写
担保をご提供いただく場合	「不動産登記簿謄本、地図、公図、平面図、賃貸借契約書、承諾書」等写 および、「物上保証人に係る念書」「先行租税債権有無確認資料」等

5. その他(必要に応じて、ご提出をお願いすることがあります)

売上に比べ申込金額が多い場合や短期間に申込金額が多い場合等	「資金繰り表」、「残高試算表」
申込人、保証人等が成年後見制度をご利用の場合	「成年後見制度に関する届出書」
資本金等の総額が企業規模に規定する金額を超えている場合	「従業員数確認資料」
代表者または連帯保証人が外国人である場合	「外国人登録原票記載事項証明書」
私募債の申請時または必要に応じて	「納税証明書」または「納付書」

6. 融資実行時にご提出いただく書類

全申込必須	「信用保証委託契約書」(令和3年7月1日以降)
-------	-------------------------

上記の他、お申し込みの内容によっては別途書類のご提出をお願いすることがありますので、ご了承願います。

13 保証申込関係書式集

信用保証委託申込書

令和〇〇年〇月〇日
(どちらかに〇をしてください)

石川県信用保証協会 行

次のとおり借入したいので、信用保証をお願いします。

フリガナ	〇〇ケンセツ	〒920-0000	TEL 076-123-1000
法人名	〇〇建設株式会社	本社または フリガナ	イシカワケン カナザワシ 〇〇マチ
フリガナ	イシカワ タロウ	住所	石川県金沢市 〇〇町 〇丁目 〇〇番地
氏名 または 代表者名	代表取締役 石川太郎	〒920-0000	TEL 076-123-2000
フリガナ		営業所 フリガナ	イシカワケン ナナオシ 〇〇マチ
商号 (個人の方のみ記入)		または 工場等	石川県七尾市 〇〇町 〇丁目 〇〇番地 能登営業所
組織	① 個人 ② 株式会社 ③ 有限会社 ④ 合資会社 ⑤ 合弁会社 ⑥ 合同会社 ⑦ 士業法人 ⑧ 組合 ⑨ 医療法人 ⑩ その他法人	従業員	7-名 生年月日 西暦 男 大 昭 平 令 3-名 常勤(役員・家族) 6.4 年 1 月 5 日 2-名 臨時(パート含む)
資本金	10,000,000 円	業種	土木工事業 80% 舗装工事業 20%
役員	1 無 ② 有	会計処理	① 中小企業会計に準拠 ② 非準拠 ③ 会計参考設置 (個人事業主の方) 貸借対照表作成の有無 1 無 2 有
業種	(主たる業種) 土木工事業 (従たる業種) 舗装工事業	取組品目 (%で表示)	土木工事 80% その他 20%
許可等	① 不要 ② 有 (当該事業に係る許可等証等を取付し、適法に事業を営んでいることを宣誓いたします)		

金融機関	〇〇信用金庫 (〇〇 本 支店)	期 間	60 か月	返済方法	① 一括 ② 分割
借入金額 (借入限度)	1,000,000 円	貸付金	① 運転資金 8,000 千円 ② 設備資金 2,000 千円	保証料	① 無 ② 有
返済方法	本件 10,000 千円 他借入 3,000 千円 自己資金 〇 千円 その他 〇 千円 合計 13,000 千円	必要事項	区分整理事業の受注を受け売上は増加基調となっているが、先行する諸経費支払いに対応するため、本件長期資金を導入することにより、手元資金を増やし資金繰りを安定させたい。併せて老朽化したトラックの入れ替えを行いたく申請するもの。		

要 費 近 12 か月の売上	R2_6 7,432 千円 R2_7 7,654 千円 R2_8 7,345 千円 R2_9 8,567 千円	R2_10 9,345 千円 R2_11 7,678 千円 R2_12 8,234 千円 R3_1 7,321 千円	R3_2 8,678 千円 R3_3 9,567 千円 R3_4 9,123 千円 R3_5 9,678 千円	申請金額	8,765 千円
返済状況	① 滞りなし ② 滞りあり			納税状況	① 滞りなし ② 滞りあり

※ 別添資料がある場合には記入不要です。なお、申込時現金・借入金残高は個人事業主の方で貸借対照表を添付した場合に記入願います。

他協会の保証利用 ① 無 ② 有 (信用保証協会 信用保証協会)

保証加入希望 保証協会団体信用生命保険(略称「保証協会保険」)
加入希望の有無 ① 無 ② 有

※ 「保証協会保険」の加入の有無と、保証の額・金額等はまったく関係ありません。

申込人印は不要です。

必ずご記入ください。

法人は登記上の本社所在地、個人の場合は住民登録上の住所をご記入ください。

個人事業者の方で〇〇商店等商号がある場合はご記入ください。

雇用形態を問わず、常時勤務している従業員数をご記入ください。

常勤役員及び家族従業員数をご記入ください。

臨時・パート等の雇用形態を問わず、全員の臨時的な従業員数のみをご記入ください。

許可等を要する事業を行っている場合には、当該事業に係る許可等証等の写しを添付願います。

借入希望期間を月数でご記入ください。手形割引の場合は、手形の支払期日をご記入ください。

今回、資金が必要となった理由・背景や具体的な資金の使途等をご記入ください。また、本件借入以外に他から借入等を予定している場合には、左欄の調達方法にご記入ください。

加入を希望する場合は別途「保証協会団信」申込書が必要となります。

ニーズ別保証制度

お知らせ

重要なお知らせ

当協会ホームページのトップページ(右メニュー)に、パソコン上(Excel)で申込書類を作成可能なファイルを公開しております。

<http://www.cgc-ishikawa.or.jp>

保証人等明細

令和〇〇年〇月〇日
(西暦)

種 別	① 連帯保証人 ② 物上保証人
申込人間係	① 代表者 ② 役員 ③ 事業承継予定者 ④ 親族(同一生計) ⑤ 親族(同一生計外) ⑥ 友人・知人 ⑦ 関連法人 ⑧ その他()
氏 名	フリガナ イシカワ タロウ
氏 名	石川太郎 (55 才)
生 年 月 日	〇〇 年 〇 月 〇 日
住 所	〒920-0000 フリガナ イシカワケンカナザワシ 〇〇マチ 石川県金沢市 〇〇町 〇丁目 〇〇番地
TEL	(076) 123 - 0000
職 業	1 会社員 2 公務員 3 自営() 4 その他() 年 収 8 百万円
保有資産状況	所有不動産 1 無 ② 有 土地 297.5 ㎡ 建物 264.8 ㎡
所在地	石川県金沢市 〇〇町 〇丁目 〇〇番地
時価合計	39 百万円
預金・その他	8 百万円
負債残高	17 百万円

種 別	1 連帯保証人 2 物上保証人
申込人間係	1 代表者 2 役員 3 事業承継予定者 4 親族(同一生計) 5 親族(同一生計外) 6 友人・知人 7 関連法人 8 その他()
氏 名	フリガナ
氏 名	(才)
生 年 月 日	〇〇 年 〇 月 〇 日
住 所	〒 フリガナ
TEL	() -
職 業	1 会社員 2 公務員 3 自営() 4 その他() 年 収 百万円
保有資産状況	所有不動産 1 無 2 有 土地 ㎡ 建物 ㎡
所在地	
時価合計	百万円
預金・その他	百万円
負債残高	百万円

種 別	1 連帯保証人 2 物上保証人
申込人間係	1 代表者 2 役員 3 事業承継予定者 4 親族(同一生計) 5 親族(同一生計外) 6 友人・知人 7 関連法人 8 その他()

西曆 〇〇〇〇 年 〇 月 〇 日

※前回保証利用後、変化のない項目は、記入を省略して結構です(初めてのお申込みの場合は、全項目記入してください)。

創業年月(開業) 昭和 1 明治 2 明 3 大 4 昭 5 平

申込年(企業)の沿革、特色、最近の動向等

昭和〇〇年〇月 先代石川△△が個人創業

平成〇〇年〇月 当社設立

平成〇〇年〇月 石川△△の長男石川太郎に代表者交替

姓	生年月日	西暦	1	明	2	大	③	昭	4	平				年		月		日
名	昭和〇〇年〇月 学卒後、〇〇工業（株）に入社 平成〇〇年〇月 当社に入社 平成〇〇年〇月 当社取締役専務に就任 平成〇〇年〇月 当社代表取締役に就任																	

特 許	特許保有 登録番号	① 無 2 有	登録または申込人国籍資格	平成〇〇年〇月 一般建設業許可取得
	(内容)		資格	平成〇〇年〇月 宅地建物取引業者免許証取得
			格	平成〇〇年〇月 ISO〇〇取得

取 引 先 状 況	主 な 販 売 先	会社名	構成比 (%)	回収条件			主 な 仕 入 先	会社名	構成比 (%)	支払条件		
				現金 (%)	手形 電債 (%)	回収サイト (日)				現金 (%)	手形 電債 (%)	支払サイト (日)
		〇〇建設(株)	70	80	20	60		(株)〇〇商店	70	60	40	90
		〇〇組(株)	15	50	50	90		〇〇建材(株)	20	85	15	90
		その他	15	95	15	90		(株)〇〇工業	10	100		

所	種 類	所在地	名義人	土 地		建 物	時 価
				自己所有 ㎡	借 地 ㎡		
○ ○ ○ 所有不動産有無	① 無	② 有					
○ ○ ○ 町目 ○ ○ 番地	同 社	264.3	㎡	198.7	㎡	36	百万円
○ ○ ○ 町目 △ △ 番地	石川太郎	297.5	㎡	264.8	㎡	39	百万円
				時価合計		75	百万円
				借地(借入)合計		41	百万円

信用保証依頼書

石川県信用保証協会 行

令和〇〇年〇月〇日

本申込について、審査の結果、貸付を適当と認めますので、保証制度要綱および同事務取扱要綱を遵守のうえ信用保証を依頼します。

金融機関別支店名		金融機関コード	
石川県 金沢市 ○○町○丁目○○番地		電話番号 (076) 987-0001	
代表者名 ○○信用金庫 ○○支店		FAX番号 (076) 987-0002	
支店長 □□ 〇〇 (協定店 △△支店)		担当部署・担当者 ○○課 石川(直通090-0000-0001) 不在時連絡者 ○○課 金沢(直通090-0000-0002)	
協会顧客番号 100012345		事前相談受付番号	
フリガナ ○○○ケンセツ		保証制度(略称)	
申込人名		責任共有 ①無 ②有(印欄内保証人記載)	
○○建設株式会社			
目録付金額	①概算 ②確定	100000000円	
貸付形式	①運転 ③運転・設備	返済予定日	年 月 日
区分	①証書 2 手形 3 手形割引 4 公正証書 5 当座(貸付専用型) 6 当質(カードローン型) 7 電子記録債権複製引	期満または用日	年 月 日
返済方法	1一括 2元金均等 3元利均等(ローン) 4不均等 5当質随附 6当質約定 7商手落込	貸付利率	①固定 ②変動 年 ○%以内
返済条件	1か月から 83か月まで 1か月毎 119,000円 か月まで か月毎 円 初回・最終回 円 年 月 日から か月 日に 円あて 返済 初回(最終) 123,000円 (不均等)		
この貸付で返済する場など	保証番号	保証料返還窓口口座 ①普通 ②当座 口座番号 - 口座名義(カナ)	
連帯保証人	保証人等明細に記入のとおりとします。	割引・残高有無 1無 2有 ※割引保証金を更新する場合は、ご記入ください。	
担保区分	①協会 2金融機関 担保活用区分 1新規 2既存(円金) 3既存(貴重)	担保保有 1無 2有 担保種類 1不動産 2有価証券 3商手 4売債 5その他()	
備考	※新規設定の場合は、必ず「不動産登記簿謄本」等の資料を添付してください。既存(変更)の場合は、以下に内容をご記入願います。 なお、担保番号や保証番号が分かる場合にはご記入願います。		

出 発 地	年 月	日現在の残高	(取引開始	預金	年 月/融資	年 月)		取引振り
						保証金交付	保全状況	
当 座	千円	区 分	プロパー					
普 通	千円	繰 上	繰 上	千円	千円	千円	千円	1 億 良
定期性	千円	引 当	引 当	千円	千円	預 金	千円	2 良
その他	千円	その他	その他	千円	千円	その他	千円	3 普 通
合 計	千円	合 計	合 計	千円	千円	合 計	千円	4 新 規

甲	お主人(代表者)の事業経験・実知実識 ① 十分ある ② 普通 ③ やや不足している	※最近の実況、返済能力、経営者の人物、取組方針等
乙	事業の増減性 ① 有 ② やや ③ 横ばい ④ 下落・普通	全 組 別 簡 所 見
丙	お主人(代表者)の計費概念(決算、裏経把握等) ① 十分にある ② 普通 ③ やや不足している	
丁	貸地条件(商業・サービス系)、取引状況(製造業ほか) ① 良好 ② 普通 ③ 不良	
状況	今後の実行 ① 発生していない ② 発生した ③ 不明 ④ 不明	

「(1) 無効と認定されたものは、(2) 無効に属するものとして扱われることについて、次の通り(要領)として扱う。」

確認年月日	確認時間	確認方法	金融機関確認者
年 月 日	時 分	1 電話 2 来店面談 3 訪問面談 4 その他()	

必ずご記入ください。

責任共有の対象とならない(制度であることを想定して申込される場合は)①に○をご記入ください。

負担金方式を選択している金融機関も部分保証制度の申込をされる場合は①に○をご記入ください。

本件の貸付で、既存の保証付き貸付を完済することによって保証料が返戻される場合があります。その場合に、返戻を希望する預金口座の種類と口座番号をご記入ください。

(既存同条件担保の場合の記入例)

条件担保番号 34567890
既存流用保証番号 012345678
極度額 50百万円
順位 第一順位
本件優先条件

代表者の個人預金その他関係固定性預金がある場合にご記入ください。

必ず金融機関ご担当者が申込人にご確認のうえ、ご記入ください。

信用保証委託契約書

石川県信用保証協会 行

※委託者または連帯保証人となる方が個人の場合、委託者・連帯保証人欄には必ず本人が自署してください
※実印を押印してください

令和〇〇年〇月〇日
※必ず日付をご記入願います

委託者

住所
石川県金沢市〇〇町〇丁目〇〇番地

フリガナ
〇〇〇ケンセツ

法人名
〇〇建設 株式会社

氏名
フリガナ
イシカワ タロウ

代表者名
石川 太郎

印

連帯保証人

住所
石川県金沢市〇〇町〇丁目〇〇番地

フリガナ
イシカワ タロウ

氏名
石川 太郎

印

連帯保証人

住所

フリガナ

氏名

印

連帯保証人

住所

フリガナ

氏名

印

貴協会に信用保証協会法第20条に基づく信用保証を委託するについて、委託者および保証人は、次の借入要項および各条項を確約します。
なお、本契約は委託者が借入要項による借入をした日（ただし、借入形式が2、3および5の各口の場合は初回の借入をした日、借入形式が4の場合は委託者が金融機関との間で当座貸越契約を締結した日とします。）をもって成立するものとします。

【借入要項】

金融機関名
〇〇信用金庫

（ 〇〇〇〇 支店）

借入形式
（該当項目を○で囲んでください）

① 証書貸付 ② 手形貸付（イ 個別 □ 極度） ③ 手形割引（イ 個別 □ 極度）
④ 当座貸越（イ 貸付専用型 □ 事業者カードローン）
⑤ 電子記録債権割引（イ 個別 □ 極度（手形・電子記録債権両方の割引を含む））
貴協会の審査により借入形式が変更された場合は、その借入形式を承認します。

借入金額
金 1 0 0 0 0 0 0 0 円（借入形式）
貴協会の審査により減額決定された場合は、その決定された金額

金融機関・協会使用欄

検印

係

保証番号

個人情報の取扱いに関する同意書

令和〇〇年〇月〇日
西暦

石川県信用保証協会 行

住所
石川県金沢市〇〇町〇丁目〇〇番地

氏名
石川 太郎

印

私は、貴協会の保証を利用するにあたり、以下の事項について同意いたします。

① 信用保証業務及びこれに付随する業務の適切な運営の遂行のため、貴協会が下記に掲げる私に関する個人情報等を下記目的のために必要な範囲で利用すること

② 貴協会が裏面に掲げる私に関する個人情報（過去のものを含む）を裏面に掲げる利用目的のために必要な範囲で、裏面に掲げる者との間で授受すること

③ 保証申込が不承諾もしくは取り下げとなった場合、または担保・保証人の差し替えがあった場合でも、貴協会が引き続き私に関する個人情報を利用すること

④ 将来、私が貴協会の保証を利用する場合についても、上記と同様に取り扱うこと
（今回とは異なる金融機関を利用する場合を含む）

記

個人情報の取扱いについて

石川県信用保証協会

当協会は、個人情報の利用に関し、以下に掲げる事項を遵守いたします。

① 個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）に基づき、以下に掲げるお客様の個人情報等を、信用保証業務及びこれに付随する業務並びに以下の目的の達成に必要な範囲で利用すること

② 個人情報情報センターから提供を受けた情報であってお客様の返済能力に関するものを、お客様の返済能力の調査以外の目的のために利用しないこと

③ お客様の本意地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないこと

<個人情報>

① 氏名・住所・連絡先・家族に関する情報、決算・税務申告に関する情報、他の信用保証協会利用状況、返戻保証料振込口座等、相談時に提出頂く書類、保証委託申込書・条件変更申込書並びに申込時及び申込後提出頂く書類に記載されたすべての情報

② 就業状況・収入・負債額・資産保有状況・住民票記載事項・相続人に関する情報等、求職権の行使に必要な情報

<利用目的>

① 経営・金融・各種制度利用の相談の受付及び各種保証制度利用のご提案

② 保証申込・条件変更申込の受付、審査、決定

③ 保証利用資格の確認及び保証取引の継続的な管理

④ 法令等や契約上の権利の行使や義務の履行

⑤ 取引上必要な各種郵便物の送付

⑥ 信用保険・損失賠償契約の相手方に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲での第三者提供

⑦ 市場調査及びデータ分析並びにアンケート等の実施

⑧ 保証利率・保険料率の算定及び保証料率の返戻

⑨ 求職権の行使

⑩ その他中小企業金融及び信用補完制度の適正な運営

以上

信用保証協会は、公的機関として各種法律や制度を遵守し、公正・客観的な立場でお客様の経営をサポートさせていただいております。信用保証制度のお取り扱いにあたってはお客様と金融機関、信用保証協会の三者の信頼関係が最も大切だと考えております。

下記のQ & Aは一例です。ご不明な点があれば、当協会営業部までお問い合わせください。

Q | 保証の申込みをしても承諾にならないケースはどんな場合ですか？

A | 様々なケースがありますが、例えば次の場合が考えられます。
保証制度のご利用には、制度ごとに決められた書類や要件、保証枠の定めがあるため、それらに不備ないし不足がある場合にはご利用できません。制度の詳細につきましてはお取扱いの金融機関と予めよくご相談願います。
また、お客様の財務状況や返済計画等に鑑み、当該融資や保証制度のご利用が最善ではないと思われるときには、お取扱いの金融機関に説明の上、保証を見合わせることもございます。但し、ご希望される場合には経営支援メニューのご紹介等、サポートも行っております。

Q | なぜ信用保証料がかかるのですか？

A | 信用保証料は、お客さまの信用保証委託に応ずる対価であり、国の中小企業信用保険の信用保険料や代位弁済に伴う損失の補てん、経費等、制度運営上必要な費用に充当するものです。
信用保証料の料率は(一社)全国信用保証協会連合会が中小企業庁の確認のもとで作成した「信用保証料率ガイドライン」に基づいて決まっており、信用保証協会は独自に料率の変更を行うことができないものとなっておりますのでご理解ください。

Q | 信用保証協会の職員が企業訪問をすることがあるのですか？

A | 書面審査に限らず、企業訪問をさせていただき、ご本人様との面談や現地確認を行う場合もございます。
より実情に正確な審査を行うためであり、ご協力をお願いいたします。職員は身分証を携帯し、原則として金融機関のご担当者にもご同席いただいております。職員がその場で保証料等金銭の支払いを求めることは絶対にありません。

Q | 「信用保証協会が借入れをしなさいと言っている」または「信用保証協会が借入れを返済しなさいと言っている」などと聞いたのですが？

A | いかなる場合でも、お客様のお借入れやご返済を信用保証協会が一方的に強要することは絶対にありません。
経営支援等を行っている段階において、返済計画等についてアドバイスをさせていただくことはありますが、お客様の主体的な経営判断を尊重しております。金融斡旋屋等の不正業者には十分ご注意ください。

Q | 信用保証協会は経営状況のよくない企業が利用するもの？

A | 様々な資金使途や経営状況等に応じて多様な保証制度・経営支援があり、経営状況の好悪に関わらず、非常に多くの事業者にご利用いただいております。
信用保証をご利用いただくことは、信用力の強化のみにとどまらない、様々なメリットがございます(2ページ参照)。信用保証協会は、公正・中立・非営利の立場から、お客さまの経営が好調の時も、悪化した時も、適切にサポートいたします。地方自治体・商工会議所・商工会など関連団体との緊密な連携や、複数の金融機関の目線合わせ(調整)、国の施策に基づく専門家の派遣など、「公的機関」だからこそ出来る取組みもございます。積極的にご利用・ご活用いただき、経営にお役立てください。

1.『個人情報の保護に関する法律』とは

個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的として、個人情報を取扱う事業者の義務などを定めた法律で、平成17年4月1日から全面施行されました。この法律でいう「個人情報」とは、生存する個人に関する情報で、氏名、生年月日その他により特定の個人を識別することができるものをさします。

信用保証協会では、同法を遵守し、利用目的をホームページ等によって公表した上で、個人情報を適正に取得し、また利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取扱うことはございません。取得後は情報の漏洩や滅失を防ぐために安全管理措置を講じ、ご本人の同意を得ないで第三者に個人情報を提供することはありません。

信用保証付き融資のご利用にあたって、ご提供いただいたお客様の個人情報は、金融機関・信用保証協会が適切に管理し、法律に定められた一定の場合を除き、予めお客様のご同意を得ることなく、第三者に提供することはありません。

ただし、次に掲げる関係機関には、信用補完制度の適正な維持・運営等のため、必要に応じお客様の個人情報を提供させていただく場合がありますが、これらの関係機関においても、利用目的の範囲を超えて、個人情報を取扱うことはございません。

2. 主な信用保証制度関係機関

中小企業信用保険法に基づく信用保険引受機関

(株)日本政策金融公庫、他の信用保証協会

信用保証協会が行う信用保証は、国の再保険(信用保険)にかけられます

信用保証協会が行う信用保証の一定割合(70%~80%)は、中小企業信用保険法に基づき国の再保険「信用保険」にかけられます。平成16年7月からは、信用保険の引受けを日本政策金融公庫が行っています。

地方公共団体

県・市・町

地方公共団体に協力して、制度融資の保証を実施しています

信用保証協会は、都道府県や市区町村が実施する公的な制度融資の信用保証を行っています。お客様の個人情報は、地方自治体からのお客様への利子補給や保証料補助及び制度融資の円滑な運営のため必要とされます。

国主導で創設されたデータベース

一般社団法人CRD協会

保証判断・保証料率の算定には、中小企業庁主導で創設されたデータベース(Credit Risk Database)も活用しています

国の資金を基にして全国の信用保証協会、政府系および民間金融機関が中心となり、わが国では最大規模の中小企業の経営関連データを集積し、情報分析・処理サービス等を行う機関です。信用保証協会では、お客様の財務データを登録し、得られた結果を信用保証料の算出等に活用しています。なお、お客様の個人名や会社名を登録することはありません。

団体信用生命保険(任意加入)

引受生命保険会社

加入資格を満たす方には団体信用生命保険制度もご紹介します(ご希望の場合)

信用保証協会団体信用保険制度(保証協会団信)のご利用を希望される場合は、信用保証協会、全国信用保証協会連合会を通じて生命保険会社に手続きを行います。

信用保証協会法に基づく保証業務支援機関

一般社団法人全国信用保証協会連合会

各種調査、統計、団信制度等の事務を行い信用保証制度の円滑な運営を支えています

全国の信用保証協会を会員とした組織で、中小企業金融や信用保証業務改善のための調査・研究、保証協会団信制度の事務等を行い、信用保証制度の円滑な運営を支えている機関です。

平成17年4月から、『個人情報の保護に関する法律』に基づき、信用保証付き融資のご利用の際は、「個人情報の取扱いに関する同意書」により、個人情報の第三者提供等に関して予めお客様のご同意をいただいております。

3. 個人情報保護法に基づく公表事項

個人情報保護法(以下「法」といいます。)は、所定の事項を、公表、もしくは本人が容易に知りうる状態に置くべきものと定めています。以下では、これらの事項を公表等のため掲載させていただきますので、ご覧さいますようお願い申し上げます。

石川県信用保証協会 会長 竹中 博康
(2005年4月1日制定、2017年5月30日最終改訂)

記

- 当協会が取り扱う個人情報の利用目的(法18条1項関係)
当協会は、個人情報の利用に関し、以下に掲げる事項を遵守いたします。
 - ・法に基づき、お客さまの個人情報を、信用保証業務およびこれに付随する業務ならびに下記利用目的の達成に必要な範囲で利用すること
 - ・お客さまの本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないこと
 - ①経営・金融・各種制度利用の相談の受付
 - ②保証申込・条件変更申込の受付
 - ③保証利用資格の確認
 - ④保証・条件変更の審査
 - ⑤保証・条件変更の決定
 - ⑥保証取引の継続的な管理
 - ⑦法令等や契約上の権利の行使や義務の履行
 - ⑧取引上必要な各種郵便物の送付
 - ⑨信用保険・損失補償契約の相手方に提供する場合等適切な業務の遂行に必要な範囲での第三者提供
 - ⑩市場調査およびデータ分析ならびにアンケート等の実施
 - ⑪各種保証制度利用のご提案
 - ⑫保証料の返戻
 - ⑬求償権の行使
 - ⑭信用保証協会団体信用生命保険制度に関する事務手続
 - ⑮その他中小企業金融および信用補完制度の適正な運営
- 各種アンケートに等における利用目的の限定
当協会は、お客さまにとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、例えば、各種アンケート等への回答に際しては、アンケートの集計のためのみに利用するなど、取得の場面に応じ、利用目的を限定するよう努めます。
- 個人情報の取得元又はその取得方法について
当協会では、例えば以下のような情報源から個人情報を取得することがあります。
(取得する情報源の例)
 - ①信用保証委託申込書など、お客さまにご記入・ご提出いただく書類等により直接提供される場合
 - ②お客さまが信用保証協会保証付融資を受けられた金融機関から、個人情報が提供される場合
 - ③債権回収会社等の委託先から、個人情報が提供される場合
- ダイレクト・マーケティングの中止について
当協会はお客さまからのダイレクト・マーケティングの中止のお申し出があった場合には、遅滞なくそれ以降の当該目的以外での利用・提供を中止する措置をとります。中止を希望されるお客様は、以下に掲げる窓口までお申し出ください。
石川県信用保証協会 コンプライアンス統括室 電話番号 076-222-1511
- 個人データの取扱いの委託について
当協会がお客さまの個人情報の取扱いを委託する場合は、お客さまの個人情報の安全管理が図られるよう適切に監督いたします。
当協会では、例えば、以下のような場合に、個人データの取扱いの委託を行っております。
(委託する事務の例)
 - ①行方不明先等の調査業務
 - ②債権管理回収業務
 - ③個人データ処理・管理業務
- 個人情報の第三者提供について(法23条1項関係)
当協会は、お客さまより取得させていただいた個人情報を適切に管理し、法令等に定められた一定の場合を除き、あらかじめお客さまの同意を得ることなく第三者に提供することはありません。
なお、お客さまの個人情報を第三者に提供すること、および個人情報の取得にあたっての利用目的について、次のような様式によりお客さまの同意を得ることとしております。
・個人情報の取扱いについて(様式については、当協会の窓口へ備えてあります。)
- 共同利用に関する事項(法23条5項3号関係)
法23条5項3号は、第三者提供の例外として、個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨および一定の事項を本人が容易に知り得る状態に置いているときは、第三者提供にいう「第三者」に該当せず、あらかじめお客さまの同意を得ないで、その共同利用者に個人データを提供できることを定めています。
(1)共同利用される個人データの項目
 - ①創業年月・従業員数等、保証委託申込書・条件変更申込書ならびに申込時および申込後提出する書類に記載された情報
 - ②財務評価に関する情報等、保証審査に関する情報
 - ③保証承諾金額・保証期間等、保証承諾の内容に関する情報
 - ④条件変更内容・条件変更回数等、条件変更の内容に関する情報
 - ⑤故障発生事由・期限の利益喪失年月日等、事故発生の内容に関する情報
 - ⑥代位弁済金額・代位弁済原因等、代位弁済の内容に関する情報
 - ⑦求償権金額・法的措置の内容等、求償権回収に関する情報
 - ⑧その他信用保証協会業務に関する統計資料作成のために必要な情報
- (2)共同利用者の範囲
 - ①信用保証協会法(昭和28年法律第196号)に基づく信用保証協会。
(具体的な名称についてはこちらをご覧ください。
<http://www.zenshinhoren.or.jp/others/nearest.html>)
 - ②一般社団法人全国信用保証協会連合会
- (3)利用目的
信用保証協会業務に関する統計資料の作成・分析
- (4)個人データの管理について責任を有する者の名称
一般社団法人全国信用保証協会連合会
- 8.当協会が取り扱う保有個人データに関する事項(法27条1項関係)
次のとおりです。
(1)当該個人情報取扱事業者(当協会)の名称 石川県信用保証協会
(2)すべての保有個人データの利用目的 1.をご参照ください。

- (3)開示等の請求等に応じる手続等に関する事項(法32条関係)
当協会では、例えば保証審査内容等の法令等に定められた一定の場合を除き、本人、またはその代理人からの保有個人データの利用目的の通知の求め、保有個人データの開示、訂正等、利用停止等、第三者提供の停止の請求(以下「開示等の請求等」といいます。)の求めに対応させていただいております。
①開示等の請求等のお申出先
開示等の請求等は下記宛、当協会所定の申請書(2.参照)に必要な書類を添付のうえ、持参または郵送によりお願い申し上げます。なお、郵送の場合は封筒に朱書きで「開示等請求書類在中」とお書き添えいただければ幸いです。
〒920-0918
住所 金沢市尾山町9番25号
石川県信用保証協会 コンプライアンス統括室
電話番号 (076) 222-1511
②開示等の請求等に際して提出すべき書面(様式)等
「開示等の請求等」を行う場合は、当協会の窓口(に所定の申請書(A)が備え付けてありますので所定の事項を全てご記入のうえ、本人確認のための書類(B)を添付して提出ください。
(A)当協会所定の申請書
「保有個人データ」開示等申請書
(B)本人確認のための書類
例:運転免許証、パスポートのコピー(※)1通
※原本を確認させていただく場合がありますので、ご了承ください。
③代理人による「開示等の請求等」
「開示等の請求等」をする者が本人、未成年者または成年後見人の法定代理人もしくは開示等の求めをする者につき本人が委任した代理人である場合は、前項の書類に加えて、下記の書類(A)または(B)を添付してください。
(A)法定代理人の場合
・成年後見人の場合は当協会所定の届出書1通
・法定代理権があることを確認するための書類(例:戸籍謄本、親権者の場合は扶養家族が記入された保険証のコピー(※)1通
・未成年者または成年被後見人の法定代理人本人であることを確認するための書類(例:法定代理人の運転免許証、パスポートのコピー(※)1通
(B)委任による代理人の場合
・当協会所定の代理人選任届1通
・本人の印鑑証明書1通
・代理人本人であることを確認するための書類
(例:代理人の運転免許証、パスポートのコピー(※)1通
※原本を確認させていただく場合がありますので、ご了承ください。
④開示等の請求等の手数料の額およびその徴収方法
「開示等」のうち、「保有個人データの利用目的の通知」の求めまたは「保有個人データの開示」の請求については、以下の手数料を徴収させていただきます。
1回の申請ごとに500円
当協会窓口にてお支払いいただくか、郵送の場合は500円分の定額小為替を申請書類に同封してください。
※手数料が不足していた場合、および手数料が同封されていなかった場合は、その旨ご連絡申し上げますが、所定の期間内にお支払いがない場合は、開示の求めがなかったものとして対応させていただきます。
⑤開示等の請求等に対する回答方法
「開示等」のうち、「保有個人データの開示」の請求については、書面またはお客様の了解を得た方法により遅滞なくご回答いたします。その他の「開示等」につきましては、適宜の方法により遅滞なくご回答いたします。
なお、代理人による開示等の請求等に対しては、お客様ご本人に直接回答する場合がありますので、ご了承ください。
⑥開示等の求めに関して取得した個人情報の「利用目的」
開示等の請求等にもとめない取得した個人情報は、開示等の請求等に応ずるために必要な範囲内で取り扱うものとします。
※「保有個人データ」の不開示事由について
次に定める場合は、不開示とさせていただきます。不開示を決定した場合は、その旨、ご通知申し上げます。また、不開示の場合についても所定の手数料をいただきます。
・申請書に記載されている住所または本人確認のための書類に記載されている住所と当協会の登録住所が一致しないときなど、本人確認ができない場合
・代理人による申請に際して、代理権が確認できない場合
・所定の申請書類に不備があった場合
・開示の請求の対象が「保有個人データ」に該当しない場合
・本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
・当協会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
・他の法令に違反することとなる場合
9.苦情の受付窓口に関する事項(法27条1項4号、施行令第8条、法35条関係)
(1)個人情報の取扱いに関する苦情の申出先
当協会の個人情報の取扱いに関する苦情については、以下に掲げる窓口までお申し出下さい。
お電話による場合
石川県信用保証協会 コンプライアンス統括室 電話番号(076) 222-1511
お手紙による場合
〒920-0918
石川県金沢市尾山町9番25号
石川県信用保証協会 コンプライアンス統括室
10.備考
当協会が、お客さまへの通知、同意書等のご承認の方法により、別途、利用目的等を個別に示させていただいた場合等には、その個別の利用目的等の内容が、以上の記載に優先いたします。ご了承ください。

以上

金融斡旋屋
反社会的勢力



特殊詐欺、金融詐欺
不審な郵便物や電話など

信用保証制度の不正利用や金融詐欺に十分ご注意ください

- ・信用保証のご利用には、所定の信用保証料以外には、どのような名目であっても、手数料や調査料等をいただくことは一切ありません。
- ・信用保証料のお支払いは、お取扱いの金融機関を通じて、融資時に限られます。
- ・信用保証制度を不正に利用した場合は、法令により処罰されることがあります。

金融斡旋屋等の第三者が介在する保証の申込について

- 斡旋料、仲介手数料等を要求するいわゆる金融斡旋屋にご注意ください。当協会では金融斡旋屋等の第三者が介在・介入する保証申込みは一切取扱いしません。
- 当協会でのご相談は、当協会が認めた場合以外は、本人以外の第三者の同席はお断りします。

反社会的勢力の排除

- 公共性の高い使命と重い社会的責任を負う「信用保証協会」は、反社会的勢力の介入を許さず、不法、不当な要求には毅然と対応し、一切応じないこととしています。反社会的勢力に対しては信用保証を行いません。
- 信用保証をご利用の際にご提出いただく信用保証委託契約書等には、委託者ご本人または保証人が暴力団等の反社会的勢力に該当しないこと、またはそれに類する行為を現在かつ将来にわたり、行わないことなどを表明、確約していただくため、反社会的勢力を排除する旨の条項を定めております。

「信用保証協会」の類似商号等を使用した機関・団体について

- 「信用保証協会」および「全国信用保証協会連合会」と類似商号等を使用した機関、団体からの電話、ダイレクトメールおよびホームページ等にはご注意ください。そのような機関、団体については「信用保証協会」とは一切関係がありませんのでご注意ください。
- 「信用保証協会」という名称は、信用保証協会法に基づき主務大臣の設立認可を受けた者以外に使用することはできません。これに違反して信用保証協会でない者が「信用保証協会」と称すると処罰の対象となります。

ご不審な点がありましたら、当協会までお問合せください。

石川県信用保証協会
コンプライアンス統括室 TEL:076-222-1511
営業部 TEL:076-222-1522



企業と歩む「信用保証」

ご相談・お問い合わせの窓口

営業部

営業課

TEL:076-222-1522

FAX:076-222-1514

保証申込のご相談、保証枠照会、保証審査、保証条件の変更、期中管理を担当しております。

経営支援課／女性支援室

TEL:076-222-1550

FAX:076-222-1519

創業支援・経営支援・再生支援のご相談、審査を担当しております。

総務企画部

企画課

TEL:076-222-1511

FAX:076-222-1524

広報物や統計資料等の作成を担当しております。

コンプライアンス統括室

TEL:076-222-1511

FAX:076-222-1524

コンプライアンス、苦情相談等



石川県信用保証協会

〒920-0918 金沢市尾山町9番25号

<http://www.cgc-ishikawa.or.jp/>